三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十八日

○北陸地方整備局告示第四十五号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき荒川水系荒川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、北陸地方整備局及び羽越河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成二十二年北陸地方整備局告示第二十三号は、廃止する。
　平成二十九年四月十七日
北陸地方整備局長　中神　陽一

○北陸地方整備局告示第四十六号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき姫川水系姫川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、北陸地方整備局及び高田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成十四年北陸地方整備局告示第七十九号は、廃止する。
　平成二十九年四月十七日
北陸地方整備局長　中神　陽一

○北陸地方整備局告示第四十七号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき小矢部川水系小矢部川及び渋江川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、北陸地方整備局及び富山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成十四年北陸地方整備局告示第八十九号は、廃止する。
　平成二十九年四月十七日
北陸地方整備局長　中神　陽一

○北陸地方整備局告示第四十八号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき手取川水系手取川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、北陸地方整備局及び金沢河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成十四年北陸地方整備局告示第八十号は、廃止する。
　平成二十九年四月十七日
北陸地方整備局長　中神　陽一

○北陸地方整備局告示第四十九号

　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、梯川水系梯川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、北陸地方整備局及び金沢河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。
　なお、平成二十一年北陸地方整備局告示第二十号は、廃止する。
　平成二十九年四月十七日
北陸地方整備局長　中神　陽一

○中部地方整備局告示第五十五号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年四月十七日
中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
御殿場市山之尻字下清水沢一二三一番一から同市山之尻字荊山一二〇三番二まで	前	二二・八〇～三四・六〇メートル
	後	二二・八〇～三八・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十六号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年四月十七日
中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	御殿場市山之尻字下清水沢一二三一番一から同市山之尻字荊山一二〇三番二まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十七日

国会事項

衆議院

質問書提出

　四月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
　厚生労働委員会の審議において内閣支持率に言及した安倍総理の意図に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
　タバコフリーのオリンピック・パラリンピック競技大会の実現に関する質問主意書（初鹿明博提出）

議事日程

　四月十四日の議事日程は次のとおり。
　議事日程　第十三号
　平成二十九年四月十四日（金曜日）
　午後一時開議
　第一　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
　第二　土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出）
　第三　都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
　第四　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案（内閣提出）
　第五　民法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会、内閣提出）
　第六　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十九回国会、内閣提出）
　第七　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）